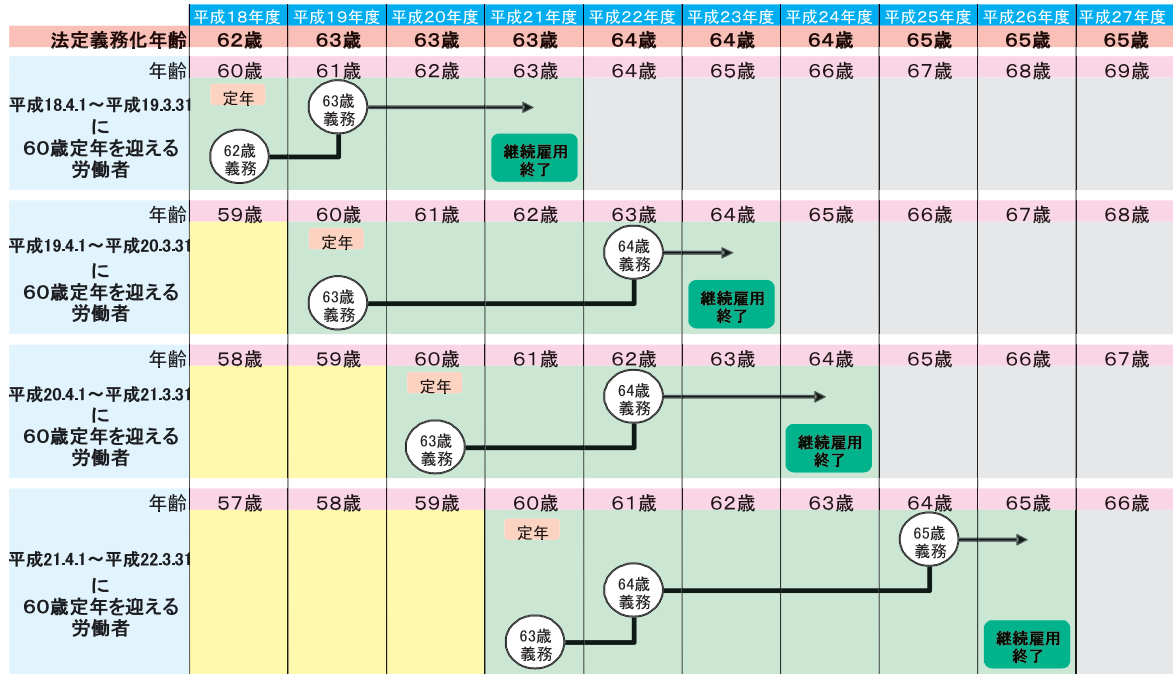


高齢者雇用確保措置 実施義務化年齢段階的引上げのイメージ
(60歳定年企業において継続雇用制度等を導入の場合)



■ 期間の定めのない雇用 ■ 継続雇用制度等の適用

※ 継続雇用の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要

Q5: 高齢者雇用確保措置の義務化の年齢について、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月までに段階的に引き上げることとされていますが、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女で異なります(女性は5年遅れ)。義務化の年齢も男女で異なることになるのでしょうか。

A: 高齢者雇用確保措置の義務化の対象年齢は、「男性」の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月までに段階的に引き上げることとしています。

御指摘のとおり、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女で異なってはいますが、高齢者雇用確保措置の義務化の対象年齢については男女で異なるものではなく、同一となっています。

なお、男女別の定年を定めることや継続雇用制度の対象を男性のみとするなど、労働者が女性であることを理由として男性と異なる取扱いをすることは、男女雇用機会均等法において禁止されています。